

健介事第2345号
令和6年3月29日

市内地域密着型サービス事業関係者 各位

横浜市健康福祉局介護事業指導課長 平尾 光伸

横浜市指定地域密着型サービス及び 地域密着型介護予防サービスの基準に関する条例について（通知）

令和6年1月25日に介護保険法、老人福祉法及び社会福祉法の規定に基づき「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されました。「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日号外厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号。以下「予防省令」という。）が一部改正されたため、本市では「横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」（平成24年12月横浜市条例第77号。以下「条例」という。）及び「横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例」（平成24年12月横浜市条例第79号。以下「予防条例」という。）を一部改正し、令和6年4月1日に施行予定です。

条例及び予防条例は基本的に省令及び予防省令に準じますが、独自の基準を定めています。今回の条例改正に伴い、『条例における独自基準』について項目を追加したため、従来定めていた内容を含め、改めて次のとおり通知します。

なお、本通知に記載のないものについては、省令及び予防省令によって運営上の解釈とします。

1 連携先の追加

（条例 第3条第2項、予防条例 第3条第2項）

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「事業者」という。）は、基準及び予防基準で定めるほかに、地域包括支援センター、老人介護支援センター及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な活動を行う者等と連携を行わなければなりません。地域包括ケアを推進する上で、これらとの連携が必要不可欠なためです。なお、「住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な活動を行う者」とは、例えば地域のボランティア団体、老人クラブなどが挙げられます。

2 暴力団の排除等

(条例 第4条、予防条例 第4条)

申請者は、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）に規定する暴力団、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないものとなりました。これは、横浜市暴力団排除条例の趣旨を再確認し、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とします。

3 サービス提供開始時の文書による同意

(条例 第10条、第60条、第60条の20、第60条の20の4、第81条、第110条、第130条、第192条、予防条例 第12条、第67条、第88条)

基準及び予防基準は、サービス提供の開始にあたって、利用申込者又はその家族の同意を得ることとなっていますが、条例及び予防条例は文書により同意を得ることとします。口頭での同意のみならず、文書により記録に残すことで客観的な記録となり、事故防止にもつながり、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。

4 介護報酬以外の利用料徴収に関する文書による同意

(条例 第22条第4項、第60条、第60条の7第4項、第91条第5項、第118条第4項、第139条第4項、第158条第5項、第192条、予防条例 第23条第5項、第53条第5項、第79条第4項)

基準及び予防基準は、介護報酬以外の利用料徴収にあたって、利用者又はその家族の同意を得ることとなっていますが、条例及び予防条例は文書により同意を得ることとします。口頭での同意のみならず、文書により記録に残すことで客観的な記録となり、事故防止にもつながり、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。

5 サービス計画における文書による同意

(条例 第27条第6項、第53条第3項、第60条の10第3項、第60条の31第4項、第72条第3項、第97条第4項、第120条第4項、第189条第5項、予防条例 第43条第4号、第69条第5号、第90条第4号)

基準及び予防基準は、サービス計画について利用者又はその家族の同意を得ることとなっていますが、条例及び予防条例は文書により同意を得ることとします。口頭での同意のみならず、文書により記録に残すことで客観的な記録となり、事故防止にもつながり、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。

6 一部の記録の保存年限の変更

(条例 第43条、第59条、第80条、第109条、第129条、第150条、第178条、191条、予防条例 第41条、第66条、第87条)

基準及び予防基準は、記録の整備についてその完結の日から2年としていますが、条例及び予防条例は「サービス提供記録」「従業員の勤務体制に関する記録」「介護報酬を請求するた

めに審査支払機関に提出したものの写し」の3つについてはその完結の日から5年とします。これらの記録が介護報酬の請求に関わるものであり、人員基準減算等で介護報酬の返還請求を行う場合の消滅時効が5年であるためです。

7 利用者に対する身体的拘束等の説明

(条例 第93条第5号～第9号、第119条第5項～第8項、第140条第4項～第7項、第159条第6項～第9項、第187条第5号～第9号、予防条例 第54条第1項～第5項、第80条第1項～第5項)

身体的拘束等を行う場合は、利用者又はその家族に身体的拘束等の態様等を事前に説明しなければならず、やむを得ず事前説明が困難な場合は、拘束後速やかに説明しなければならないこととします。事後同意であっては同意自体が形骸化する可能性があるからです。

8 協力歯科医療機関の設置義務化

(条例 第105条第2項、第127条第2項、第149条第2項、第174条第2項、第192条、予防条例 第62条第2項、第85条第7項)

介護における口腔ケアの重要化及び平成25年1月1日時点で約8割の事業所（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護）で協力歯科医療機関が設置されていることから設置を義務化します。

9 便所及び洗面設備の義務化

(条例 第87条、第115条第2項、第185条、予防条例 第49条、第76条第2項)

基準及び予防基準では明文化されていない便所及び洗面設備ですが、利用者の処遇向上のために設置を義務化します。

10 利用者が使用するのに適した便所及び洗面設備

(条例 第87条第2項第3号、第115条第7項、第185条第2項第3号、予防条例 第49条第2項第3号、第76条第7項)

設置を義務化した便所及び洗面設備は、高齢者が使用するのに適したものとします。例えば、手すりを設ける、段差を解消する、車椅子でも使用しやすくすることなどが挙げられます。

11 事務室の設置を義務化

(条例 第87条、第115条、第185条、予防条例 第49条、第76条)

基準及び予防基準では明文化されていない事務室であるが、利用者の処遇向上及び個人情報保護のために設置を義務化します。

12 事務室を居間及びその他の共用の部分から分離

(条例 第87条第2項第4号、第115条第8項、第185条第2項第4号、予防条例 第49条第

2項第4号、第76条第8項)

設置を義務化した事務室は、居間及び共用の部分から分離されたものとするものとします。例えば、居間及び食堂の一部に事務室を設けたり、事務室に不特定多数の者が容易に出入りできる構造であったりすると、利用者の個別ファイル等個人情報の流出が懸念されるからです。

13 衛生管理

(条例 第104条第2項、第130条、第192条、予防条例 第61条、第88条)

事業所の衛生管理等として、感染症、食中毒の予防・まん延防止のための指針の整備、研修の実施を義務付けます。また、感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順については、別に市長が定める通知によることとします。通知が出されるまでは、従来通りの衛生管理に努めれば足りる。

14 個室以外の宿泊室面積を一人あたりで基準設定

(条例 第87条第2項第2号、第185条第2項、予防条例 第49条第2項第2号)

小規模多機能型居宅介護、複合型サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護の宿泊室について、原則として個室である必要があり、その面積は7.43㎡以上とします。ただし、個室の宿泊室を設置することが建物の構造上困難な場合は、個室以外の宿泊室を設けることができることとします。その場合の必要面積は、7.43㎡に宿泊室の定員を乗じた数以上とします。また、個室以外の宿泊室は宿泊者のプライバシーが確保されたものでなければなりません。

面積を計算する場合は有効面積（内法・内寸）によるものとし、壁心で計算することは認められません。また、個室以外の宿泊室で、プライバシーが確保されているとは、例えばパーテーションやアコーディオンカーテン、建具等でお互いの視線がさえぎられていることを指します。カーテンや背の低い家具等で区切られていることは、利用者相互の視線が十分にさえぎられているとは言えず、プライバシーが確保されているとはみなせません。

15 登録者数に比べた通いサービス利用者の確保

(条例 第93条第11号、第187条第10号、予防条例 第69条第11号)

小規模多機能型居宅介護、複合型サービス及び介護予防小規模多機能型居宅介護は通いを中心として成り立つサービスですから、通いサービスの利用者が登録者の数に比べて著しく少なく状態を続けてはなりません。基準及び予防基準は登録定員とされていますが、条例及び予防条例は現に登録している利用者数を基準とします。開設当初、まだ登録者数が多い場合にも配慮しました。

16 共同生活住居全設備の同一階設置を原則義務化

(条例 第115条第3項、予防条例 第76条第3項)

認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の設備が複数階に分

けて設けられることは、利用者の処遇や安全面から好ましくはないため、原則として全設備を同一階に設けなければなりません。ただし、従業者の配置及び設備等の両者とも日常生活を送る上で支障がないのであれば、この限りでないとします。従業者の配置から日常生活に支障がないこととは、夜間、共同生活住居がまたがる複数階ごとの夜勤者配置等を指し、設備等から日常生活に支障がないこととは、居間、食堂及び風呂等が同一階に、居室が別の同一階に設けられていることで、日中と夜間の生活場所がそれぞれ同一階に限定されていること等を指します。

17 地域密着型特定施設入居者生活介護における便所に関する基準

(条例 第134条第4項第4号)

浴室の基準に準じ、便所の基準についても、身体の不自由な方が使用するのに適したものとすることを義務付けます。

18 地域密着型特定施設入居者生活介護における洗面設備に関する基準

(条例 第134条第3項、第134条4項第5号)

洗面設備は利用者が施設で生活するうえで必要な設備と考えられるため、設置を必須とし、その基準として、身体の不自由な方が使用するのに適したものとすることを義務付けます。

19 地域密着型特定施設入居者生活介護等における協力医療機関に関する基準（新）

(条例 第216条第2項第3号、予防条例 第197条第2項第3号)

協力医療機関については、省令では二点の要件を満たすよう努めなければならないとされていますが、条例では施設と病院の関係をより実効性のあるものとするため、介護保険施設に合わせて「入所者の病状の急変が生じた場合等において、協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること」を加えて三点としたものです。